

魚沼市こども計画の構成（案）

令和 7 年 7 月 30 日現在

魚 沼 市

目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画の位置づけ	
(1)根拠となる法令等	
(2)他の計画との関係	
3 計画の対象	
4 計画の期間	
5 計画推進の視点	
(1)こどもの権利条約	
(2)SDGs	
第2章 魚沼市のこどもを取り巻く現状と課題	
1 こども・若者を取り巻く現状	
(1)人口	
(2)世帯の状況	
(3)婚姻	
(4)障がいのあるこどもの状況	
(5)不登校	
2 アンケート調査結果	
(1)こどもの生活実態調査	
(2)若者の意識と生活に関する調査	
3 こども・若者を取り巻く課題	
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念とめざす姿	
(1)基本理念	
(2)めざす姿	
2 基本方針	
3 施策の体系	

第4章 施策の展開.....

基本方針 1 こどもの健やか成長への支援.....

基本方針 2 こどもを育む家庭への支援.....

基本方針 3 こども・子育てを支えるまちづくり.....

基本方針 4 すべてのこどもの育ちを支える環境づくり.....

基本方針 5 若者の社会的自立への支援.....

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

2 計画の進行管理

「こども」の表記について

この計画においては、令和4年（2022）年9月15 日付内閣官房長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡「こども」表記の推奨について（依頼）のとおり、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用います。

ただし、次の場合は「子ども」と表記します。

・法令に根拠のある語を用いる場合

例：子ども・子育て支援法、子ども・子育て会議 など

・既存の予算事業名や固有名詞を用いる場合

例：子どもの医療費助成事業 など

・他の語との関係で、「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の令和 6（2024）年の出生数は 68 万 6,061 人であり、前年より 4 万 1,227 人減少し、統計を取り始めて以降、最も少なくなりました。また、1 人の女性が一生のうちに生む子どもの数の指標となる「合計特殊出生率」は 1.15 となり、過去最低となっています。

少子化進行の要因として、未婚化や晩婚化、経済的な不安定さや子育て費用の負担増、仕事と子育ての両立の難しさ、結婚や出産に対する価値観の多様化などが複雑に絡み合っていると考えられます。

また、少子化の進行に加え、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化、子育てに対する不安や孤立感、貧困、虐待、いじめや不登校、引きこもりなどのこどもや若者を取り巻く問題も深刻化しています。

このような背景のもと、国では、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、令和 5（2023）年 4 月「こども基本法」の施行とともに、「こども家庭庁」が創設されました。同年 12 月には、こども基本法に基づき、「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作成されていた、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めています。

「こども大綱」を勘案して作成する自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれることが求められます。

新潟県では、こども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る県の取り組み姿勢等を明らかにするとともに県民意識の向上や社会全体の気運醸成を図るため、令和 6（2024）年 3 月に「新潟県こども条例」を制定し、この条例に基づき、令和 7（2025）年 3 月に「新潟県こども計画」を策定しています。

本市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、子育て施策の推進とすべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成 27（2015）年に「魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、以降 5 年ごとに計画の見直しを行い、令和 7（2025）年 3 月に「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援事業を総合的に推進しています。

「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」による取り組みを継続するとともに、こども大綱が目指す「すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するため、「魚沼市こども計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠となる法令等

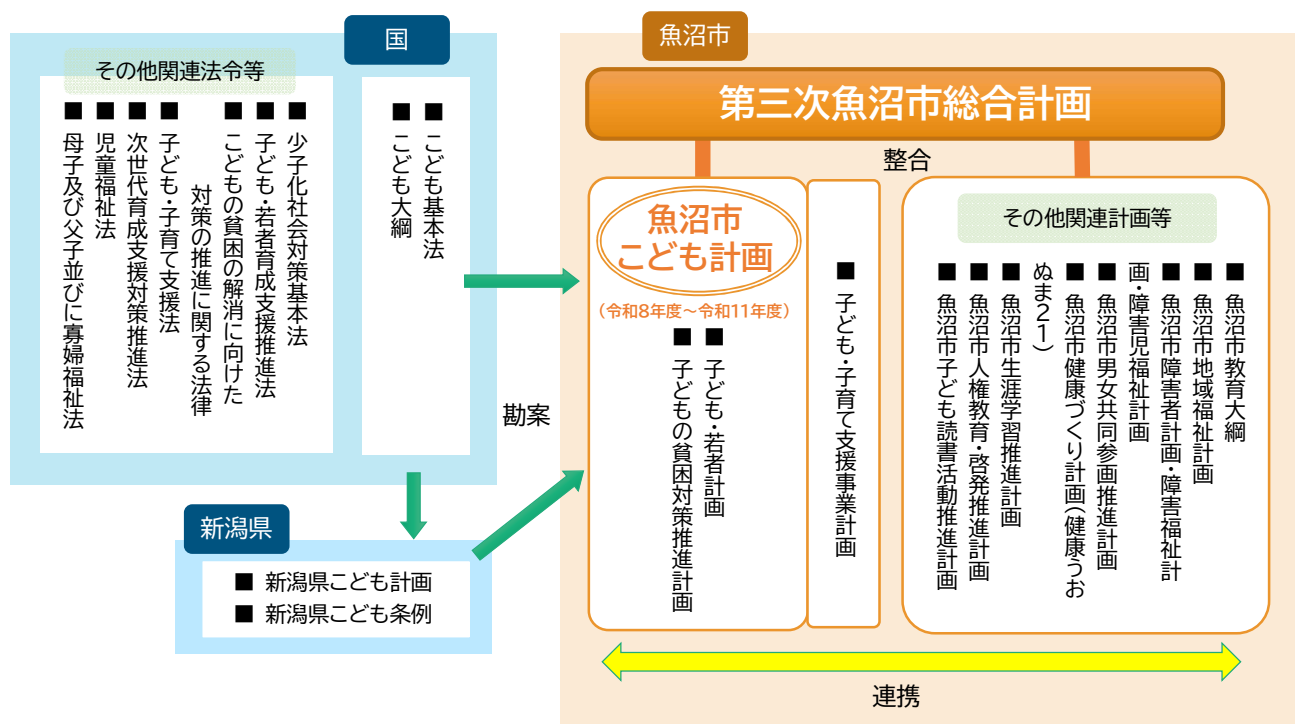
本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であり、以下の計画を包含し、一体のものとして策定します。

名称	根拠法
こども計画	こども基本法第10条
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援法第9条
こどもの貧困の解消に向けた対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条

(2) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「魚沼市総合計画」に基づく子育て・教育・文化分野の個別計画であり、こども・若者に係る総合的な計画として、国の「こども大綱」ならびに新潟県の「新潟県こども計画」を勘案し策定します。

また、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業など子育て支援施策を推進する「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、その他の関連する計画と整合・連携して推進していきます。



3 計画の対象

本計画の対象は、「こども」（0 歳からおおむね 18 歳まで）及び若者（おおむね 18 歳から 40 歳未満）とその養育する家庭（妊娠期を含む）とします。

なお、制度に準じる場合には、「子ども」や「子供」と表記することとします。

※こども大綱の前提となった「子供・若者育成支援推進大綱」では、以下のとおり定義されている。

子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね 18 歳まで）の者。

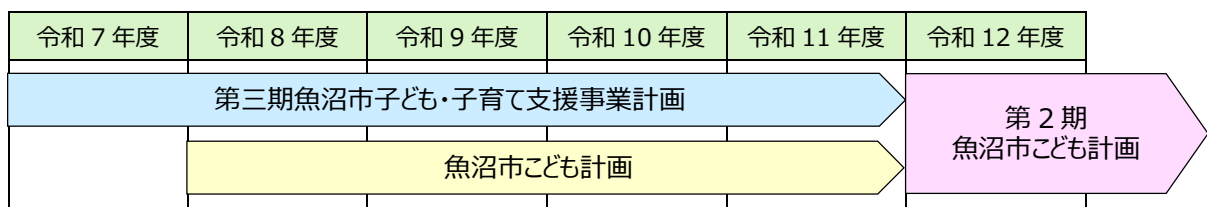
若者：思春期、青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者）も対象とする。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 11（2029）年度までの 4 年間とします。

なお、計画の期間中、法制度が改正された場合や社会状況の変化等が生じた場合、また計画と実態に乖離が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

計画の最終年度には、子ども・子育て支援事業計画と一体的な計画として策定するために、計画全体の評価と見直しを行います。



5 計画推進の視点

(1) 子どもの権利条約

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

平成元（1989）年 11 月 20 日に国連総会で採択された条約で、日本は平成 6（1994）年に批准しました。現在は、196 の国や地域が締結しており、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

条約の定めるさまざまな権利に共通する基本的な考え方は「4 つの原則」と呼ばれており、日本の「こども基本法」にも取り入れられています。

子どもの権利条約の 4 つの原則



差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

(2) SDGs

持続可能な開発目標「SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals」とは、平成 27（2015）年 9 月に国連のサミットで採択された国際社会共通の目標で、「貧困をなくそう」「すべての人に健康と福祉を」など 17 の目標と 169 のターゲット（具体目標）で構成されています。

本市では、SDGs が誓う「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、SDGs の理念を踏まえて各施策、事務事業を推進しており、本計画においても、SDGs の視点を通して、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができるよう、こども・若者支援に関する施策の推進に取り組みます。



出典元：国際連合広報センター